

○松山大学学位規則

昭和 47 年 4 月 1 日
制定
改正 昭和 49 年 4 月 1 日
昭和 53 年 4 月 26 日
昭和 54 年 4 月 1 日
昭和 56 年 4 月 1 日
平成元年 4 月 1 日
平成 4 年 4 月 1 日
平成 8 年 4 月 1 日
平成 13 年 4 月 1 日
平成 15 年 4 月 1 日
2006(平成 18)年 4 月 1 日
2007(平成 19)年 4 月 1 日
2014(平成 26)年 2 月 18 日
2015(平成 27)年 3 月 24 日
2017(平成 29)年 12 月 21 日
2019(平成 31)年 2 月 7 日
2019(令和元)年 12 月 25 日
2020(令和 2)年 9 月 14 日

(目的)

第1条 この規則は、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）、松山大学学則及び松山大学大学院学則に基づき、松山大学が授与する学位について、必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条 本大学において授与する学位は、次のとおりとする。

(1) 学士の学位

学部	学科	学位
経済学部	経済学科	学士（経済学）
経営学部	経営学科	学士（経営学）
人文学部	英語英米文学科	学士（英語英米文学）
	社会学科	学士（社会学）
法学部	法学科	学士（法学）
薬学部	医療薬学科	学士（薬学）

(2) 修士の学位

研究科	専攻	学位
経済学研究科	経済学専攻	修士（経済学）

経営学研究科	経営学専攻	修士（経営学）
言語コミュニケーション研究科	英語コミュニケーション専攻	修士（英語コミュニケーション）
社会学研究科	社会学専攻	修士（社会学）
法学研究科	法学専攻	修士（法学）

(3) 博士の学位

研究科	専攻	学位
経済学研究科	経済学専攻	博士（経済学）
経営学研究科	経営学専攻	博士（経営学）
社会学研究科	社会学専攻	博士（社会学）
医療薬学研究科	医療薬学専攻	博士（薬学）

2 学位の名称を用いるときは、本大学名を付記するものとする。

(学士の学位授与要件)

第2条の2 学士の学位は、本大学を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与要件)

第3条 修士の学位は、松山大学大学院学則第14条の定めるところに従い本大学院修士課程又は博士前期課程を修了した者に授与する。

(修士論文の提出)

第4条 修士論文を提出しようとする者は、論文の題目を定め6月末日（前学期修了予定者は12月末日）までに指導教員を経て研究科長に届け出なければならない。

2 修士論文は、1月10日正午（前学期修了予定者は7月10日正午）までに指導教員を通じて、研究科委員会に提出するものとする。

3 修士論文は、4部提出しなければならない。なお、参考資料として他の論文等を添付することができる。ただし、提出した修士論文及び参考論文等は返還しない。

(修士論文の審査及び最終試験)

第5条 修士論文の審査及び最終試験は、それぞれについて、専攻分野及び関連分野を担当する専任教員のうちから研究科委員会が定める主査1名及び副査2名が委員となり、これを行う。ただし、修士論文を提出した学生の指導教員は、主査となることができない。

2 前項の規定にかかわらず、副査については、他の大学院又は研究所等の教員等に委託することができる。

3 修士論文の審査は、論文提出締切日以降50日以内に、これを行う。

4 最終試験は、修士論文を中心とし、これに関連ある授業科目について行う。

5 審査委員が修士論文を審査した結果、その内容が学位を授与するに適当でないと認めたときは、最終試験を行わない。

(修士論文の審査結果の報告)

第6条 審査委員及び試験委員は、論文審査及び最終試験の終了後すみやかに、論文の内容の要旨、審査の要旨、最終試験の結果の要旨及びその成績を、研究科委員会に文書をもつて報告しなければならない。

(ポートフォリオの提出及び審査)

第6条の2 松山大学大学院学則第14条第4項に規定するポートフォリオの提出及び審査については、前3条の規定を準用する。

(修士の学位授与の審議)

第7条 研究科委員会は、第6条（前条において準用する場合を含む。）に定める報告に基づいて審議を行い、修士の学位授与の可否について投票により議決する。

2 前項の議決をするには、その構成員の3分の2以上の出席を必要とする。

3 学位授与を可とする議決には、出席構成員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(博士の学位授与要件)

第8条 博士（経済学）、博士（経営学）又は博士（社会学）の学位は、松山大学大学院学則第15条の定めるところに従い本大学院博士後期課程を修了した者に授与する。

2 博士（薬学）の学位は、松山大学大学院学則第15条の2の定めるところに従い本大学院医療薬学研究科博士課程を修了した者に授与する。

3 前二項の規定にかかわらず、博士の学位は、本大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、博士後期課程又は博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与する。

(学力確認の免除)

第8条の2 本大学院博士後期課程に3年（医療薬学研究科博士課程においては4年）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者で、博士論文に関する修了要件をみたさないで退学したものについては、退学の日から7年以内に博士論文を提出する場合に限り、前条第3項に定める学力の確認（以下「学力確認」という。）を免除することができる。

(博士論文の提出)

第9条 博士後期課程の学生で博士論文を提出しようとする者は、博士論文の題目及び論文構成を4月末日までに研究科長に提出しなければならない。また、博士論文は、論文審査願、論文目録及び論文要旨（4,000字程度）を添えて、9月10日正午までに研究科委員会を経て学長に提出しなければならない。

2 医療薬学研究科博士課程の学生で博士論文を提出しようとする者は、博士論文の題目を10月末日までに研究科長に提出しなければならない。また、博士論文は、論文審査願、論文目録及び論文要旨（1,000字程度）を添えて、11月末日正午までに研究科委員会を経て学長に提出しなければならない。

3 第8条第3項に定める審査を受けようとする者は、論文審査願、論文目録、論文要旨、学位申請書、履歴書及び別表に定める審査料を添えて、研究科委員会を経て学長に博士論文を提出しなければならない。この場合において、提出時期は、3月下旬又は9月下旬とする。ただし、医療薬学研究科においては、5月下旬又は11月下旬とする。

4 博士論文は、4部提出しなければならない。また、参考資料として他の論文等を添付することができる。ただし、提出された博士論文及び参考論文等は、返還しない。

(博士論文の審査の付託)

第10条 学長は、博士論文を受理したときは、研究科委員会にその審査を付託するものとする。

(博士論文の審査及び最終試験等)

第11条 博士論文の審査及び最終試験は、研究科委員会が定める主査1名及び副査2名以上からなる審査委員会がこれを行う。

- 2 主査については、特殊演習担当者又は研究指導教員のうちから研究科委員会がこれを定める。ただし、博士後期課程又は医療薬学研究科博士課程の学生が博士論文を提出した場合においては、その指導教員は主査となることができない。
- 3 副査については、少なくとも2名を特殊演習担当者又は研究指導教員のうちから定めなければならない。ただし、特殊演習担当者又は研究指導教員から2名を得られない場合には、1名については、他の大学院又は研究所等の教員等で、博士論文の指導資格を有する者に審査を委託することができるものとする。
- 4 第9条第3項の規定により博士論文を提出した者に対する学力確認は、第1項に定める審査委員会が筆答又は口答の試験によって行う。この場合において、外国語についてでは原則として2言語の試験を行うものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、研究科委員会が博士論文を提出した者の業績、経歴等により、学力確認を行い得ると認めたときは、前項の試験の全部又は一部を省略することができる。

(審査の期間)

第12条 博士論文の審査及び最終試験は、2月末日までに終了しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第9条第3項の規定により博士論文が提出されたときは、博士論文の受理後1年以内に博士論文の審査及び学力確認を終了しなければならない。

(博士論文の審査結果の報告)

第13条 審査委員会は、論文審査及び最終試験又は学力確認の終了後すみやかに、論文の内容の要旨、審査の要旨及び最終試験又は学力確認の結果を、研究科委員会に文書をもって報告しなければならない。

(博士の学位授与の審議)

第14条 研究科委員会は、前条に定める報告に基づいて審議を行い、博士の学位授与の可否について投票により議決する。

- 2 前項の議決をするには、その構成員の3分の2以上の出席を必要とする。
- 3 学位授与を可とする議決には、出席構成員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(学長への報告)

第15条 研究科長は、遅滞なく第7条及び前条の議決の結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第16条 学長は、前条の報告に基づいて、学位を授与し、学位記を交付する。

- 2 学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(博士論文の公表)

第17条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3か月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第18条 博士の学位の授与を受けた者は、当該博士の学位の授与を受けた日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の

学位の授与を受ける前に既に公表しているときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、研究科委員会がやむを得ないと認めたときは、博士の学位を授与された者は、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、研究科委員会は、その論文の全文を求めるに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、大学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(文部科学大臣への報告)

第19条 学長は、博士の学位を授与したときは、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第12条の定めるところに従い、当該学位を授与した日から3か月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位授与の取消し)

第20条 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為をしたとき、又は、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、学部教授会又は研究科委員会の議決に基づいて、学位を取り消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 2 学部教授会又は研究科委員会が前項の議決をするには、構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、投票により出席構成員の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(学位記の再交付)

第21条 学位記の再交付を受けようとするときは、その事由を具し、所定の手数料を添えて学長に願い出なければならない。

(学位記の様式)

第22条 第2条の2の規定により授与される学士の学位の学位記は、別記様式1によるものとする。

- 2 第3条の規定により授与される修士の学位の学位記は、別記様式2によるものとする。
- 3 第8条第1項の規定により授与される博士の学位の学位記は、別記様式3によるものとする。
- 4 第8条第2項の規定により授与される博士の学位の学位記は、別記様式4によるものとする。
- 5 第8条第3項の規定により授与される博士の学位の学位記は、別記様式5によるものとする。

(規則の改廃)

第23条 この規則の改廃は、関係する学部教授会又は研究科委員会及び教学会議の議を経て、学長が行う。

附 則

本規則は、昭和47年4月1日からこれを施行する。

附 則（昭和49年4月1日）

本規則は、昭和49年4月1日からこれを施行する。

附 則（昭和53年4月26日）

本規則は、昭和53年4月1日からこれを施行し、昭和53年4月1日からこれを適用す

る。

附 則（昭和 54 年 4 月 1 日）

本規則は、昭和 54 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（昭和 56 年 4 月 1 日）

本規則は、昭和 56 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（平成元年 4 月 1 日）

本規則は、平成元年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（平成 4 年 4 月 1 日）

本規則は、平成 4 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（平成 8 年 4 月 1 日）

本規則は、平成 8 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（平成 13 年 4 月 1 日）

本規則は、平成 13 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（平成 15 年 4 月 1 日）

本規則は、平成 15 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（2006（平成 18）年 4 月 1 日）

本規則は、平成 18 年 4 月 1 日からこれを施行し、平成 18 年度在籍者からこれを適用する。

附 則（2007（平成 19）年 4 月 1 日）

本規則は、2007（平成 19）年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（2014（平成 26）年 2 月 18 日）

本規則は、2014（平成 26）年 4 月 1 日からこれを施行し、2013（平成 25）年度在籍者からこれを適用する。

附 則（2015（平成 27）年 3 月 24 日）

本規則は、2015（平成 27）年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2017（平成 29）年 12 月 21 日）

本規則は、2018（平成 30）年 4 月 1 日から施行し、2018（平成 30）年度在学生にも適用する。

附 則（2019（平成 31）年 2 月 7 日）

本規則は、2019（平成 31）年 4 月 1 日から施行し、2019（平成 31）年度在学生にも適用する。

附 則（2019（令和元）年 12 月 25 日）

本規則は、2020（令和 2）年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2020（令和 2）年 9 月 14 日）

本規則は、2021（令和 3）年 4 月 1 日から施行する。

別記様式 1

		第 号	
		卒業証書・学位記	
			氏名
		年 月 日	年 月 日生
松山大学長	松山大学 学部長	本学 学部 学科所定の 課程を修めて本学を卒業した ことを認め学士()の学位 を授与する	本学 学部 学科所定の 課程を修めて本学を卒業した ことを認め学士()の学位 を授与する
印	印	年 月 日	年 月 日生

別記様式 2

		第 号	
		学 位 記	
			本籍 氏名
		年 月 日生	年 月 日生
松山大学長	本学 大学院 学研究科 学士()の学位を授与する	本学 大学院 学研究科 学士()の学位を授与する	本学 大学院 学研究科 学士()の学位を授与する
印	年 月 日	年 月 日	年 月 日

別記様式 3

松山大学長	年 月 日	印	本学大学院	学研究科	学専	甲第	号
			攻の博士後期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格したので博士（学）の学位を授与する	氏名	年 月 日生	学位	記
						本籍	

別記様式 4

松山大学長	年 月 日	印	本学大学院	学研究科	学専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格したので博士（学）の学位を授与する	甲第	号
			攻の博士後期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格したので博士（学）の学位を授与する	氏名	年 月 日生	学位	記
						本籍	

別記様式 5

松山大学長	士（学）の学位を授与する	本大学に学位論文を提出し所定の審査および試験に合格したので博士	乙第	学号
年 月 日			本籍	位
印			氏名	記
			年 月 日生	

別表（第9条第3項関係）審査料

区分	審査料
本学大学院博士後期課程に3年以上、医療薬学研究科においては博士課程に4年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者で退学後7年以内の者	免除
本学大学院博士後期課程に3年以上、医療薬学研究科においては博士課程に4年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者で退学後7年を超える者	100,000円
上記以外の者	200,000円